

# 公益財団法人熊本YMCA定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人熊本YMCA（英文表記は、「The Kumamoto Young Men's Christian Association」）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、熊本バンドの精神を受け継ぎ、イエス・キリストによって示された愛と奉仕のわざに励み、青少年をはじめとするすべての人々の精神、知性、身体の調和のとれた全人的成長を図る事業を行い、もって地域社会の発展及び福祉社会の実現並びに世界の平和に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の公益目的事業（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第2条第4号に規定する公益目的事業をいう。）を行う。

- (1) 教育、スポーツ、自然体験などを通して人々の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- (2) 子ども英語、アフタースクール（学童保育）、発達障がい支援、幼児教育など児童及び青少年の健全な育成を目的とする事業
- (3) 勤労者の余暇生活や健康増進などの勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- (4) 高齢者の健康増進・健康啓発、生きがい活動支援などの高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- (5) 国際交流、国際親善などを通して国際相互理解の推進やコミュニケーション能力の育成を目的とする事業
- (6) 地域奉仕活動など地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (7) 森林の保全などを通して地球環境の保全又は自然環境の保護を目的とする事業
- (8) その他前各号に掲げる公益目的事業を達成するために必要な事業

2 前項に規定する公益目的事業は、熊本県において行うものとする。

3 この法人は、その公益目的事業の推進に資するため、次の収益事業等（認定法第5条第7号に規定する収益事業等をいう。）を行う。

- (1) 宿泊施設の提供を目的とする事業
- (2) 飲食物の提供を目的とする事業
- (3) 不動産の賃貸を目的とする事業
- (4) この法人の事業に密接に関わる指定管理施設受託事業
- (5) その他前各号に掲げる事業に関連する事業

## 第3章 資産及び会計

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第6条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第20条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項各号の書類については、毎事業年度の終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

5 この法人は、法令で定めるところにより、定時評議員会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第8条 理事長は、認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に評議員8名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
  - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ハ 当該評議員の使用人
  - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
  - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
  - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
  - ロ 使用人
  - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
  - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
    - ① 国の機関
    - ② 地方公共団体
    - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
    - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
    - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
    - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- 5 評議員に異動があつたときは、2週間以内に、その主たる事務所の所在地において変更の登記をし、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

#### （評議員の任期）

- 第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### （評議員の報酬等及び費用）

- 第12条 評議員は、無報酬とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、評議員に対しては、評議員会において別に定める費用の弁償の基準に従って算定した額を、その職務を行うための費用として弁償することができる。

## 第5章 評議員会

### (構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

### (権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (9) 公益目的取得財産残額の贈与
- (10) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

### (招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

### (議長)

第17条 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の中から選出する。

### (決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (3) 定款の変更
  - (4) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
  - (5) 事業の全部又は一部の譲渡
  - (6) 公益目的事業の全部の廃止
  - (7) 合併
  - (8) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、これに署名し、または記名押印する。

## 第6章 役員

(役員の設定)

- 第20条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 5名以上7名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任等)

- 第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特別の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特別の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特別の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別の関係があってはならない。
- 5 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。)である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 7 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に、その主たる事務所の所在地において変更の登記をし、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 役員としてふさわしくない非行があったとき。

#### (役員報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める費用の弁償の基準に従って算定した額を、その職務を行うための費用として弁償することができる。

## 第7章 理事会

#### (構成)

第27条 理事会は、すべての理事で組織する。

#### (権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

- 2 この法人は、保有する株式(出資)に係る議決権を行使してはならない。

#### (招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

#### (議長)

第30条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるとき及び理事全員改選直後の理事会における議長は、会議に出席した理事のうちから互選により選出された者がこれに当たる。

#### (決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

#### (議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第33条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

3 前2項の変更を行ったときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

### (解散)

第34条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第35条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (残余財産の帰属)

第36条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 会 員

### (会 員)

第37条 この法人の目的に賛同し、その達成を願う者を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会において別に定める会員に関する規程によるものとする。

## 第10章 公告の方法

### (公告の方法)

第38条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第11章 補 則

### (委 任)

第39条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

### 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益財団法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。
- 理事 歌野清三 菅正康 田上正 堤弘雄  
平山俊生 福田稔 守田富男 吉本寛治  
吉本貞一郎
- 監事 川上安生 吉岡光憲
- 4 この法人の最初の代表理事は、次に掲げる者とする。
- 理事長 吉本貞一郎 専務理事 堤弘雄
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
- 今村秀夫 入佐孝三 岩本悟 上村眞智子 小堀鈴代  
椎葉朋子 篠崎泰子 島優子 藤本猪智郎 本堀秀一  
前田香代子 武藤興紀 森博之 米村謙一
- 6 財団法人熊本YMCAの寄附行為は、附則第2項に規定する解散の登記の日に廃止する。

附 則

- 1 この定款は、2013年6月20日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、2016年度の決算に係る定時評議員会（2017年6月2日）の終結の時から施行する。

# 貸借対照表

2020年3月31日現在

公益財団法人熊本YMCA

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
<b>1. 流動資産</b>			
現金預金	29,685,506	10,976,981	18,708,525
有価証券	0	0	0
未収金	10,649,371	18,519,337	△ 7,869,966
仮払金	39,988,331	40,650,378	△ 662,047
前払金	17,660,986	5,642,446	12,018,540
流動資産合計	97,984,194	75,789,142	22,195,052
<b>2. 固定資産</b>			
<b>①基本財産</b>			
基本財産合計	0	0	0
<b>②特定資産</b>			
地球市民育成資金	10,000,000	10,000,000	0
熊本YMCA設立記念資産	2,029,576	2,029,576	0
自然環境保全活動資金	872,000	872,000	0
被災児童支援キャンプ活動資金	2,182,030	2,182,030	0
教員退職給付引当特定預金	17,537,176	15,025,302	2,511,874
職員退職給付引当特定預金	50,265,355	54,478,200	△ 4,212,845
特定資産合計	82,886,137	84,587,108	△ 1,700,971
<b>③その他固定資産</b>			
土地	326,361,100	334,691,100	△ 8,330,000
建物	543,593,433	556,128,748	△ 12,535,315
構築物	8,779,008	7,873,982	905,026
車両運搬具	6	8	△ 2
什器備品	399,709	498,255	△ 98,546
スポーツ機材	551,711	806,941	△ 255,230
植林勘定	40,549,630	40,549,630	0
建設協力金	0	0	0
借地権	1,963,500	1,963,500	0
敷金	56,842,000	55,894,000	948,000
保証金	0	0	0
電話加入権	102,000	102,000	0
その他固定資産合計	979,142,097	998,508,164	△ 19,366,067
固定資産合計	1,062,028,234	1,083,095,272	△ 21,067,038
資産合計	1,160,012,428	1,158,884,414	1,128,014
<b>II 負債の部</b>			
<b>1. 流動負債</b>			
未払金	37,132,992	43,189,888	△ 6,056,896
預り金	5,319,181	4,973,795	345,386
前受金	67,430,794	72,110,100	△ 4,679,306
仮受金	6,722,495	1,355,942	5,366,553
短期借入金	149,448,056	284,785,700	△ 135,337,644
教員賞与引当金	449,907	924,520	△ 474,613
職員賞与引当金	1,118,867	4,371,320	△ 3,252,453
流動負債合計	267,622,292	411,711,265	△ 144,088,973
<b>2. 固定負債</b>			
長期借入金	0	0	0
長期未払金	0	0	0
教員退職給付引当金	17,537,176	15,025,302	2,511,874
職員退職給付引当金	50,265,355	54,478,200	△ 4,212,845
固定負債合計	67,802,531	69,503,502	△ 1,700,971
負債合計	335,424,823	481,214,767	△ 145,789,944
<b>III 正味財産の部</b>			
<b>1. 指定正味財産</b>			
寄附金	15,083,606	15,083,606	0
指定正味財産合計	15,083,606	15,083,606	0
(うち基本財産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 15,083,606 )	( 15,083,606 )	( 0 )
<b>2. 一般正味財産</b>			
(うち基本財産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
正味財産合計	824,587,605	677,669,647	146,917,958
負債及び正味財産合計	1,160,012,428	1,158,884,414	1,128,014

貸借対照表内訳表

2020年3月31日現在

(単位：円)

公益財団法人熊本YMCA

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去	合 計
<b>I 資産の部</b>					
<b>1. 流動資産</b>					
現金預金	25,639,099	2,557,044	1,489,363		29,685,506
有価証券	0				0
未収金	5,339,997	5,309,374	0		10,649,371
会計区分間貸付金		20,000,000	140,000,000	△ 160,000,000	0
仮払金	6,299,188	33,689,143	0		39,988,331
前払金	12,380,106	4,722,142	558,738		17,660,986
流動資産合計	49,658,390	66,277,703	142,048,101	△ 160,000,000	97,984,194
<b>2. 固定資産</b>					
<b>①基本財産</b>					
基本財産合計	0	0	0	0	0
<b>②特定資産</b>					
地球市民育成資金	10,000,000				10,000,000
熊本YMCA設立記念資産	0		2,029,576		2,029,576
自然環境保全活動資金	872,000				872,000
被災児童支援キャンプ活動資金	2,182,030				2,182,030
教員退職給付引当特定預金	17,537,176				17,537,176
職員退職給付引当特定預金	44,216,325	3,878,798	2,170,232		50,265,355
特定資産合計	74,807,531	3,878,798	4,199,808	0	82,886,137
<b>③その他固定資産</b>					
土地	319,690,700	6,670,400	0		326,361,100
建物	537,041,554	2,117,982	4,433,897		543,593,433
構築物	5,287,682	3,159,076	332,250		8,779,008
車両運搬具	5	1			6
什器備品	64,540		335,169		399,709
スポーツ機材	551,711				551,711
植林勘定	40,549,630				40,549,630
建設協力金	0				0
借地権	1,963,500				1,963,500
敷金	56,677,980		164,020		56,842,000
保証金	0				0
電話加入権	75,576	9,000	17,424		102,000
その他固定資産合計	961,902,878	11,956,459	5,282,760	0	979,142,097
固定資産合計	1,036,710,409	15,835,257	9,482,568	0	1,062,028,234
資産合計	1,086,368,799	82,112,960	151,530,669	△ 160,000,000	1,160,012,428
<b>II 負債の部</b>					
<b>1. 流動負債</b>					
未払金	29,341,570	6,617,578	1,173,844		37,132,992
預り金	4,099,557	865,821	353,803		5,319,181
前受金	66,872,694		558,100		67,430,794
仮受金	6,722,495				6,722,495
短期借入金	149,448,056				149,448,056
会計区分間借入金	160,000,000			△ 160,000,000	0
教員賞与引当金	449,907				449,907
職員賞与引当金	718,160	298,413	102,294		1,118,867
流動負債合計	417,652,439	7,781,812	2,188,041	△ 160,000,000	267,622,292
<b>2. 固定負債</b>					
長期借入金	0	0	0		0
長期未払金	0	0	0		0
教員退職給付引当金	17,537,176				17,537,176
職員退職給付引当金	44,216,325	3,878,798	2,170,232		50,265,355
固定負債合計	61,753,501	3,878,798	2,170,232	0	67,802,531
負債合計	479,405,940	11,660,610	4,358,273	△ 160,000,000	335,424,823
<b>III 正味財産の部</b>					
<b>1. 指定正味財産</b>					
寄附金	13,054,030	0	2,029,576		15,083,606
指定正味財産合計	13,054,030	0	2,029,576	0	15,083,606
(うち基本財産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )		( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 13,054,030 )	( 0 )	( 2,029,576 )		( 15,083,606 )
<b>2. 一般正味財産</b>					
一般正味財産	593,908,829	70,452,350	145,142,820	0	809,503,999
(うち基本財産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )		( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )		( 0 )
正味財産合計	606,962,859	70,452,350	147,172,396	0	824,587,605
負債及び正味財産合計	1,086,368,799	82,112,960	151,530,669	△ 160,000,000	1,160,012,428

# 正味財産増減計算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

公益財団法人熊本YMCA

(単位 円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①受取入会金			
受取入会金	0	0	0
②受取会費			
受取普通会費	23,703,700	25,386,850	△ 1,683,150
受取維持会費A	3,495,500	3,160,000	335,500
受取維持会費B	2,491,000	2,651,000	△ 160,000
受取維持会費C	150,000	84,000	66,000
受取維持会費D	60,000	48,000	12,000
受取維持会費E	254,000	236,000	18,000
受取維持会費F	175,350	117,900	57,450
③事業収益			
授業料収益	501,811,192	568,615,069	△ 66,803,877
講習料収益	30,071,093	30,762,631	△ 691,538
野外活動収益	26,919,127	29,056,957	△ 2,137,830
合宿・遠征料収益	16,372,736	17,191,026	△ 818,290
行事料収益	5,779,629	8,484,667	△ 2,705,038
教材料収益	11,616,070	12,261,968	△ 645,898
施設設備利用料収益	2,725,160	3,539,362	△ 814,202
指導料収益	12,335,460	12,021,794	313,666
受託事業収益	150,680,977	171,038,000	△ 20,357,023
宿泊事業収益	10,334,793	11,541,594	△ 1,206,801
料飲事業収益	6,720,185	9,537,704	△ 2,817,519
施設貸付収益	33,234,192	36,049,456	△ 2,815,264
不動産貸付収益	3,920,000	10,560,000	△ 6,640,000
手数料収益	1,489,139	1,774,222	△ 285,083
④受取補助金等			
受取県補助金	0	0	0
受取市町村補助金	0	550,882	△ 550,882
受取国庫助成金	570,000	2,151,666	△ 1,581,666
受取民間助成金	100,000	222,296	△ 122,296
⑤受取寄附金			
受取一般寄附金	6,951,868	13,324,838	△ 6,372,970
⑥雑収益			
受取利息	970	1,083	△ 113
雑収益	6,113,595	6,357,352	△ 243,757
経常収益計	858,075,736	976,726,317	△ 118,650,581
(2) 経常費用			
①事業費	950,284,266	1,002,398,692	△ 52,114,426
本務教員給料手当	87,396,918	100,978,357	△ 13,581,439
教員臨時雇賃金	91,606,848	104,994,713	△ 13,387,865
教員退職給付引当金繰入額	1,271,180	1,749,701	△ 478,521
教員退職給付費用	0	3,240,628	△ 3,240,628
教員法定福利費	15,162,495	16,068,884	△ 906,389
教員賞与引当金繰入額	449,907	924,520	△ 474,613
本務職員給料手当	214,271,249	185,057,845	29,213,404
職員臨時雇賃金	36,295,909	37,338,037	△ 1,042,128
職員退職金社団掛金	2,609,399	2,320,500	288,899
職員退職給付引当金繰入額	7,380,934	3,201,722	4,179,212
職員退職給付費用	2,715,228	146,010	2,569,218
職員法定福利費	35,149,419	28,871,322	6,278,097
職員賞与引当金繰入額	1,016,573	4,056,320	△ 3,039,747
教材費	3,888,383	4,041,506	△ 153,123
野外活動費	9,668,285	16,540,925	△ 6,872,640
合宿・遠征費	8,762,909	10,973,496	△ 2,210,587
行事費	1,833,596	4,884,323	△ 3,050,727
給食費	3,810,568	3,558,297	252,271
飲食費仕入	3,318,119	4,521,301	△ 1,203,182
プログラム運営費	7,208,373	7,162,523	45,850
会議費	68,757	91,189	△ 22,432
研修費	204,460	234,564	△ 30,104

科 目	当年度	前年度	増 減
旅費交通費	1,540,657	2,166,357	△ 625,700
電信電話料	4,289,075	5,324,225	△ 1,035,150
通信運搬費	839,538	1,931,438	△ 1,091,900
事業消耗什器備品費	768,425	1,373,794	△ 605,369
事務消耗什器備品費	536	114,598	△ 114,062
事業消耗品費	12,118,983	13,750,803	△ 1,631,820
事務消耗品費	3,312,644	3,988,576	△ 675,932
印刷製本費	2,003,867	1,708,235	295,632
事業広報費	6,389,013	6,543,941	△ 154,928
地域広報費	948,670	1,316,049	△ 367,379
新聞雑書費	457,424	979,727	△ 522,303
渉外費	58,242	102,377	△ 44,135
車両修繕費	1,361,216	1,569,214	△ 207,998
バス修繕費	1,063,107	2,001,636	△ 938,529
建物・設備修繕費	5,334,477	6,529,403	△ 1,194,926
什器備品等修繕費	484,439	657,046	△ 172,607
スポーツ機材修繕費	1,541,909	468,450	1,073,459
保守・管理費	13,185,423	13,364,194	△ 178,771
スポーツ機材保守・管理費	662,760	147,960	514,800
清掃費	18,436,195	19,939,134	△ 1,502,939
燃料費	21,295,352	21,157,557	137,795
車輛燃料費	1,728,712	2,049,098	△ 320,386
バス燃料費	4,322,742	4,863,905	△ 541,163
光熱水料費	76,763,683	84,675,209	△ 7,911,526
車両賃借料	1,501,263	1,790,736	△ 289,473
バス賃借料	13,331,902	12,737,628	594,274
什器備品等賃借料	7,072,682	8,506,549	△ 1,433,867
スポーツ機材賃借料	4,808,600	126,308	4,682,292
駐車場賃借料	9,247,533	11,019,320	△ 1,771,787
土地賃借料	14,520,000	14,520,000	0
建物賃借料	19,837,070	32,028,905	△ 12,191,835
傷害保険料	645,334	639,280	6,054
車両保険料	769,989	1,036,974	△ 266,985
バス保険料	1,197,090	1,295,360	△ 98,270
火災保険料	1,136,110	854,310	281,800
プール賠償保険料	632,260	770,330	△ 138,070
管理者賠償保険料	962,500	660,070	302,430
諸謝金	141,924	50,818	91,106
自動車税	373,129	430,629	△ 57,500
固定資産税	9,195,055	9,196,855	△ 1,800
支払消費税	33,573,485	41,215,700	△ 7,642,215
その他租税公課	3,200	60,800	△ 57,600
口座振替手数料	6,687,025	7,394,089	△ 707,064
その他手数料	281,205	323,258	△ 42,053
諸会費	589,687	581,061	8,626
支払負担金	9,671,000	9,746,000	△ 75,000
バス運転委託費	36,894,538	42,490,062	△ 5,595,524
委託費	41,599,496	44,379,185	△ 2,779,689
参加者保健衛生費	66,388	48,153	18,235
教員保健衛生費	376,513	380,414	△ 3,901
職員保健衛生費	521,774	519,834	1,940
福利厚生費	19,298	29,776	△ 10,478
建物減価償却費	19,282,187	18,697,808	584,379
構築物減価償却費	645,261	585,126	60,135
車両運搬具減価償却費	2	17,326	△ 17,324
什器備品等減価償却費	70,394	633,151	△ 562,757
スポーツ機材減価償却費	255,230	458,056	△ 202,826
雑費	1,378,544	1,495,212	△ 116,668
②管理費	31,844,716	45,159,390	△ 13,314,674
本務職員給料手当	6,725,642	9,872,922	△ 3,147,280
職員臨時雇賃金	1,132,567	1,773,535	△ 640,968
職員退職給付引当金繰入額	△ 3,241,647	241,479	△ 3,483,126
職員法定福利費	1,373,903	1,542,749	△ 168,846
職員賞与引当金繰入額	102,294	315,000	△ 212,706

科 目	当年度	前年度	増 減
会議費	948,114	1,766,492	△ 818,378
研修費	296,800	1,149,191	△ 852,391
旅費交通費	2,874,152	8,000,128	△ 5,125,976
電信電話料	174,293	148,777	25,516
通信運搬費	1,343,657	870,524	473,133
事務消耗什器備品費	160,589	2,241,396	△ 2,080,807
事務消耗品費	1,254,406	1,964,528	△ 710,122
印刷製本費	1,772,866	2,293,701	△ 520,835
地域広報費	1,021,020	617,480	403,540
新聞雑書費	338,211	320,699	17,512
渉外費	184,056	268,601	△ 84,545
車両修繕費	39,600	35,304	4,296
什器備品等修繕費	155,186	0	155,186
保守・管理費	1,115,864	993,422	122,442
清掃費	124,081	148,531	△ 24,450
車輛燃料費	26,362	32,511	△ 6,149
光熱水料費	690,357	837,237	△ 146,880
車両賃借料	217,845	231,780	△ 13,935
什器備品等賃借料	1,539,360	386,064	1,153,296
駐車場賃借料	249,711	174,640	75,071
建物賃借料	1,337,000	132,800	1,204,200
車両保険料	50,991	56,476	△ 5,485
火災保険料	3,554	12,304	△ 8,750
管理者賠償保険料	20,000	38,000	△ 18,000
諸謝金	640,370	767,657	△ 127,287
自動車税	9,671	9,671	0
固定資産税	207,345	207,345	0
支払消費税	160,215	0	160,215
その他租税公課	98,450	31,650	66,800
口座振替手数料	13,080	12,960	120
その他手数料	539,186	2,786,214	△ 2,247,028
諸会費	1,357,810	1,303,050	54,760
支払寄附金	10,000	0	10,000
支払負担金	1,759,869	0	1,759,869
委託費	2,399,823	1,598,156	801,667
職員保健衛生費	58,711	44,199	14,512
福利厚生費	1,942,354	1,198,253	744,101
建物減価償却費	402,728	296,382	106,346
構築物減価償却費	39,871	31,248	8,623
什器備品等減価償却費	151,272	303,195	△ 151,923
雑費	23,127	103,139	△ 80,012
経常費用計	982,128,982	1,047,558,082	△ 65,429,100
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 124,053,246	△ 70,831,765	△ 53,221,481
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 124,053,246	△ 70,831,765	△ 53,221,481
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
① 固定資産売却益			
土地売却益	271,383,204	0	271,383,204
経常外収益計	271,383,204	0	271,383,204
(2) 経常外費用			
① 固定資産除却損			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	271,383,204	0	271,383,204
他会計振替額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	147,329,958	△ 70,831,765	218,161,723
法人税住民税及び事業税	412,000	412,000	0
当期一般正味財産増減額	146,917,958	△ 71,243,765	218,161,723
一般正味財産期首残高	662,586,041	733,829,806	△ 71,243,765
一般正味財産期末残高	809,503,999	662,586,041	146,917,958
II 指定正味財産増減の部			
(1) 受取指定寄附金	0	0	0
(2) 一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	15,083,606	15,083,606	0
指定正味財産期末残高	15,083,606	15,083,606	0
III 正味財産期末残高	824,587,605	677,669,647	146,917,958

正味財産増減計算書内訳表

2019年4月1日から2020年3月31日まで

(単位 円)

公益財団法人熊本YMCA

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計					法人会計	内部取引 消去	合 計	
	公1	共通	小計	収1	収2	収3	収4	共通				小計
	生涯学習			宿泊料飲	指定管理	不動産貸付	手数料					
I 一般正味財産増減の部												
1. 経常増減の部												
(1) 経常収益												
①受取入会金											0	
受取入会金			0								0	
②受取会費												
受取普通会費			0								0	
受取維持会費A	1,747,750		1,747,750							23,703,700	23,703,700	
受取維持会費B	1,245,500		1,245,500							1,747,750	3,495,500	
受取維持会費C	75,000		75,000							1,245,500	2,491,000	
受取維持会費D	30,000		30,000							75,000	150,000	
受取維持会費E	127,000		127,000							30,000	60,000	
受取維持会費F	87,675		87,675							127,000	254,000	
③事業収益												
授業料収益	501,811,192		501,811,192								0	501,811,192
講習料収益	25,568,473		25,568,473		4,502,620					4,502,620	30,071,093	
野外活動収益	25,403,877		25,403,877		1,515,250					1,515,250	26,919,127	
合宿・遠征料収益	16,372,736		16,372,736							0	16,372,736	
行事料収益	5,739,722		5,739,722				39,907			39,907	5,779,629	
教材料収益	11,616,070		11,616,070							0	11,616,070	
施設設備利用料収益	2,725,160		2,725,160							0	2,725,160	
指導料収益	12,077,424		12,077,424		258,036					258,036	12,335,460	
受託事業収益	0		0		150,680,977					150,680,977	150,680,977	
宿泊事業収益	0		0	11,737,570	1,553,183					13,290,753	10,334,793	
料飲事業収益	0		0	9,474,715						9,474,715	6,720,185	
施設貸付収益	0		0	416,050	32,913,592					33,329,642	33,234,192	
不動産貸付収益	0		0			3,920,000				3,920,000	3,920,000	
手数料収益	3,260		3,260				1,485,879			1,485,879	1,489,139	
④受取補助金等												
受取県補助金	0		0							0	0	
受取市町村補助金	0		0							0	0	
受取国庫助成金	0		0							570,000	570,000	
受取民間助成金	0		0		100,000					100,000	100,000	
⑤受取寄附金												
受取一般寄附金	3,417,437		3,417,437							0	3,417,437	
受取特定寄附金	0		0							0	0	
受取指定寄附金	0		0							0	0	
受取寄附金振替額	0		0							0	0	
⑥雑収益												
受取利息	281		281	18	162					180	509	
雑収益	22,954,893		22,954,893	1,189,190	6,111,955					7,301,145	4,814,314	
経常収益計	631,003,450	0	631,003,450	22,817,543	197,635,775	3,920,000	1,525,786	0	225,899,104	35,935,879	△ 28,956,757	858,075,736

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計						法人会計	内部取引 消去	合 計
	公1	共通	小計	収1	収2	収3	収4	共通	小計			
	生涯学習			宿泊料飲	指定管理	不動産貸付	手数料					
(2) 経常費用												
①事業費	753,868,938	0	753,868,938	21,624,859	204,393,031	671,740	396,902	0	227,086,532	0	△ 30,671,204	950,284,266
本務教員給料手当	87,396,918		87,396,918						0			87,396,918
教員臨時雇賃金	89,033,922		89,033,922		2,572,926				2,572,926			91,606,848
教員退職金社団掛金			0						0			0
教員退職給付引当金繰入額	8,177,672		8,177,672						0		△ 6,906,492	1,271,180
教員退職給付費用			0						0			0
教員法定福利費	15,162,495		15,162,495						0			15,162,495
教員賞与引当金繰入額	449,907		449,907						0			449,907
本務職員給料手当	154,745,702		154,745,702	4,873,734	54,651,813				59,525,547			214,271,249
職員臨時雇賃金	17,112,489		17,112,489		19,183,420				19,183,420			36,295,909
職員退職金社団掛金	2,609,399		2,609,399						0			2,609,399
職員退職給付引当金繰入額	24,866,490		24,866,490		682,756				682,756		△ 18,168,312	7,380,934
職員退職給付費用	2,715,228		2,715,228						0			2,715,228
職員法定福利費	24,493,351		24,493,351	831,285	9,824,783				10,656,068			35,149,419
職員賞与引当金繰入額	804,013		804,013		212,560				212,560			1,016,573
教材費	3,888,383		3,888,383						0			3,888,383
野外活動費	12,130,045		12,130,045		1,398,850				1,398,850		△ 3,860,610	9,668,285
合宿・遠征費	10,341,869		10,341,869						0		△ 1,578,960	8,762,909
行事費	1,990,426		1,990,426						0		△ 156,830	1,833,596
給食費	3,810,568		3,810,568						0			3,810,568
飲食費仕入	10,164		10,164	3,307,955					3,307,955			3,318,119
プログラム運営費	5,304,104		5,304,104	1,371,511	532,758				1,904,269			7,208,373
会議費	49,140		49,140	8,617	11,000				19,617			68,757
研修費	172,260		172,260		32,200				32,200			204,460
旅費交通費	1,465,296		1,465,296	22,000	53,361				75,361			1,540,657
電信電話料	2,664,158		2,664,158	301,751	1,323,166				1,624,917			4,289,075
通信運搬費	487,343		487,343	136,054	216,141				352,195			839,538
事業消耗什器備品費	198,426		198,426	247,600	322,399				569,999			768,425
事務消耗什器備品費	536		536						0			536
事業消耗品費	7,790,073		7,790,073	291,428	4,037,482				4,328,910			12,118,983
事務消耗品費	3,282,444		3,282,444		30,200				30,200			3,312,644
印刷製本費	1,328,123		1,328,123	157,312	518,432				675,744			2,003,867
事業広報費	6,303,992		6,303,992	5,000	80,021				85,021			6,389,013
地域広報費	945,670		945,670		3,000				3,000			948,670
新聞雑書費	377,621		377,621	39,563	40,240				79,803			457,424
渉外費	0		0	17,000	41,242				58,242			58,242
車両修繕費	989,680		989,680	209,136	162,400				371,536			1,361,216
バス修繕費	1,063,107		1,063,107						0			1,063,107
建物・設備修繕費	2,201,241		2,201,241	411,000	2,722,236				3,133,236			5,334,477
什器備品等修繕費	32,800		32,800		451,639				451,639			484,439
スポーツ機材修繕費	1,541,909		1,541,909						0			1,541,909
保守・管理費	5,285,761		5,285,761	633,484	7,266,178				7,899,662			13,185,423
スポーツ機材保守・管理費	662,760		662,760						0			662,760

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計						法人会計	内部取引 消去	合 計
	公1	共通	小計	収1	収2	収3	収4	共通	小計			
	生涯学習			宿泊料飲	指定管理	不動産貸付	手数料					
清掃費	8,062,879		8,062,879	296,880	10,076,436					10,373,316		18,436,195
燃料費	17,236,292		17,236,292		4,059,060					4,059,060		21,295,352
車輛燃料費	1,085,007		1,085,007		643,705					643,705		1,728,712
バス燃料費	4,322,742		4,322,742							0		4,322,742
光熱水料費	42,078,759		42,078,759	3,490,294	30,861,978			332,652		34,684,924		76,763,683
車両賃借料	559,283		559,283	13,716	928,264					941,980		1,501,263
バス賃借料	13,331,902		13,331,902							0		13,331,902
什器備品等賃借料	3,651,505		3,651,505	1,194,271	2,226,906					3,421,177		7,072,682
スポーツ機材賃借料	4,808,600		4,808,600							0		4,808,600
駐車場賃借料	9,247,533		9,247,533							0		9,247,533
土地賃借料	14,520,000		14,520,000							0		14,520,000
建物賃借料	19,837,070		19,837,070							0		19,837,070
傷害保険料	497,676		497,676	42,430	105,228					147,658		645,334
車両保険料	482,129		482,129	76,130	211,730					287,860		769,989
バス保険料	1,197,090		1,197,090							0		1,197,090
火災保険料	1,111,210		1,111,210	24,900						24,900		1,136,110
プール賠償保険料	632,260		632,260							0		632,260
管理者賠償保険料	437,610		437,610	64,940	459,950					524,890		962,500
諸謝金	46,775		46,775	28,956	66,193					95,149		141,924
自動車税	300,429		300,429	51,000	21,700					72,700		373,129
固定資産税	8,427,195		8,427,195	96,120		671,740				767,860		9,195,055
支払消費税	24,503,563		24,503,563	1,019,041	7,986,631			64,250		9,069,922		33,573,485
その他租税公課	600		600		2,600					2,600		3,200
口座振替手数料	6,687,025		6,687,025							0		6,687,025
その他手数料	110,435		110,435	2,556	168,214					170,770		281,205
諸会費	464,447		464,447	125,240						125,240		589,687
支払寄附金			0							0		0
支払負担金	5,800,600		5,800,600	1,930,200	1,940,200					3,870,400		9,671,000
バス運転委託費	36,851,446		36,851,446		43,092					43,092		36,894,538
委託費	3,664,326		3,664,326		37,935,170					37,935,170		41,599,496
参加者保健衛生費	66,388		66,388							0		66,388
教員保健衛生費	337,932		337,932		38,581					38,581		376,513
職員保健衛生費	312,261		312,261	32,979	176,534					209,513		521,774
福利厚生費	19,298		19,298							0		19,298
建物減価償却費	19,118,681		19,118,681	163,506						163,506		19,282,187
構築物減価償却費	553,398		553,398	91,863						91,863		645,261
車両運搬具減価償却費	2		2							0		2
什器備品等減価償却費	70,394		70,394							0		70,394
スポーツ機材減価償却費	255,230		255,230							0		255,230
雑費	1,293,481		1,293,481	15,407	69,656					85,063		1,378,544
支払利息			0							0		0

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計						法人会計	内部取引 消去	合 計
	公1	共通	小計	収1	収2	収3	収4	共通	小計			
	生涯学習			宿泊料飲	指定管理	不動産貸付	手数料					
②管理費	330	0	330	0	0	0	0	0	0	35,935,879	△ 4,091,493	31,844,716
本務職員給料手当			0							6,725,642		6,725,642
職員臨時雇賃金			0							1,132,567		1,132,567
職員退職金社団掛金			0							0		0
職員退職給付引当金繰入額			0							498,386	△ 3,740,033	△ 3,241,647
職員退職給付費用			0							0		0
職員法定福利費			0							1,373,903		1,373,903
職員賞与引当金繰入額			0							102,294		102,294
研究調査費			0							0		0
会議費			0							948,114		948,114
研修費			0							648,260	△ 351,460	296,800
旅費交通費			0							2,874,152		2,874,152
電信電話料			0							174,293		174,293
通信運搬費			0							1,343,657		1,343,657
事務消耗什器備品費			0							160,589		160,589
事務消耗品費			0							1,254,406		1,254,406
印刷製本費			0							1,772,866		1,772,866
地域広報費			0							1,021,020		1,021,020
新聞雑書費			0							338,211		338,211
渉外費			0							184,056		184,056
車両修繕費			0							39,600		39,600
建物・設備修繕費			0							0		0
什器備品等修繕費			0							155,186		155,186
保守・管理費			0							1,115,864		1,115,864
清掃費			0							124,081		124,081
燃料費			0							0		0
車輛燃料費			0							26,362		26,362
光熱水料費			0							690,357		690,357
車両賃借料			0							217,845		217,845
什器備品等賃借料			0							1,539,360		1,539,360
駐車場賃借料			0							249,711		249,711
土地賃借料			0							0		0
建物賃借料			0							1,337,000		1,337,000
車両保険料			0							50,991		50,991
火災保険料			0							3,554		3,554
管理者賠償保険料			0							20,000		20,000
諸謝金			0							640,370		640,370
自動車税			0							9,671		9,671
固定資産税			0							207,345		207,345
支払消費税			0							160,215		160,215
その他租税公課			0							98,450		98,450
口座振替手数料			0							13,080		13,080
その他手数料	330		330							538,856		539,186
諸会費			0							1,357,810		1,357,810

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計						法人会計	内部取引 消去	合 計	
	公1	共通	小計	収1	収2	収3	収4	共通	小計				
	生涯学習			宿泊料飲	指定管理	不動産貸付	手数料						
支払寄附金			0							0	10,000		10,000
支払負担金			0							0	1,759,869		1,759,869
委託費			0							0	2,399,823		2,399,823
職員保健衛生費			0							0	58,711		58,711
福利厚生費			0							0	1,942,354		1,942,354
建物減価償却費			0							0	402,728		402,728
構築物減価償却費			0							0	39,871		39,871
車両運搬具減価償却費			0							0			0
什器備品等減価償却費			0							0	151,272		151,272
雑費			0							0	23,127		23,127
支払利息			0							0			0
経常費用計	753,869,268	0	753,869,268	21,624,859	204,393,031	671,740	396,902	0	227,086,532	35,935,879	△ 34,762,697		982,128,982
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 122,865,818	0	△ 122,865,818	1,192,684	△ 6,757,256	3,248,260	1,128,884	0	△ 1,187,428	0	0	0	△ 124,053,246
評価損益等計			0						0				0
当期経常増減額	△ 122,865,818	0	△ 122,865,818	1,192,684	△ 6,757,256	3,248,260	1,128,884	0	△ 1,187,428	0	0	0	△ 124,053,246
2. 経常外増減の部													
(1) 経常外収益													
①固定資産売却益													
土地売却益	135,494,663		135,494,663					90,592,372	90,592,372	45,296,169			271,383,204
経常外収益計	135,494,663		135,494,663	0	0	0	0	90,592,372	90,592,372	45,296,169	0		271,383,204
(2) 経常外費用													
①固定資産除却損													
スポーツ機材売却損			0							0			0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	135,494,663	0	135,494,663	0	0	0	0	90,592,372	90,592,372	45,296,169	0		271,383,204
他会計振替額			0					0	0	0			0
税引前当期一般正味財産増減額	12,628,845	0	12,628,845	1,192,684	△ 6,757,256	3,248,260	1,128,884	90,592,372	89,404,944	45,296,169	0		147,329,958
法人税住民税及び事業税			0	51,661	248,109	52,986	59,244		412,000				412,000
当期一般正味財産増減額	12,628,845	0	12,628,845	1,141,023	△ 7,005,365	3,195,274	1,069,640	90,592,372	88,992,944	45,296,169	0		146,917,958
一般正味財産期首残高	581,279,984	0	581,279,984	8,351,508	42,793,828	68,874,744	11,434,311	△ 59,402,613	72,051,778	9,254,279			662,586,041
一般正味財産期末残高	593,908,829	0	593,908,829	9,492,531	35,788,463	72,070,018	12,503,951	31,189,759	161,044,722	54,550,448			809,503,999
II 指定正味財産増減の部													
(1) 受取指定寄附金			0							0			0
(2) 一般正味財産への振替額			0							0			0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	13,054,030		13,054,030							2,029,576			15,083,606
指定正味財産期末残高	13,054,030	0	13,054,030	0	0	0	0	0	0	2,029,576			15,083,606
III 正味財産期末残高	606,962,859	0	606,962,859	9,492,531	35,788,463	72,070,018	12,503,951	31,189,759	161,044,722	56,580,024			824,587,605

※他会計振替額は、100%振替